

# 会 議 録

作成:平成27年11月30日

会議名称	平成27年度第3回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成27年11月30日(月) 午後2時～3時30分		
開催場所	交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 12人出席(欠席者3人)	・事務局 8人	合計 20人 傍聴者 2人
配付物	次 第 答申書(案) 交野市子ども・子育て会議(第2回部会)資料 交野市子ども・子育て会費(第3回部会)資料		
内容	<p>1. 委嘱状交付                  2. 会長・副会長選出                  3. 会長挨拶                  4. 事務局紹介                  5. 委員出席状況報告                  6. 議題                  (1)「特定教育・保育施設等の利用者負担額」について                  (2)その他</p> <p>会 長:「特定教育・保育施設等の利用者負担額」については、前回の第2回会議において、1号認定の利用者負担額についてのみ、市長への答申をし、2号・3号の利用者負担額については、複雑で専門的な内容となりますことから、この会議で審議をする前に、再度、部会で具体的にご検討いただき、その審議結果を市長に対する答申案として取りまとめて報告していただくこととなっていました。</p> <p>本日は、先日11月10日に開かれた部会における審議結果について、皆様に議論をいただきたいと思えます。</p> <p>部会での審議結果について、部会長から報告をお願いします。</p> <p>部会長:11月10日に今年度第3回目の部会を開催し、部会員の皆様に色々なご意見をいただいたうえで、市長の諮問に対する答申案を作成しました。</p> <p>詳細については、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局: (資料に添って説明)</p> <p>答申書(案)は、最終の案です。</p> <p>料金表については、北河内地域の平均が国基準の約64%であることから、それを目途に作成しています。</p> <p>4ページが改定後の料金表の案                  5ページ 新旧対照表 保育料の値上げと、階層の平準化等を行っています。</p>		

部会長:数字のバランスが非常に大変だったと思います。

会 長:事務局から説明がありましたが、質問、ご意見はありませんか。

委 員:年少扶養控除のみなし適用廃止による影響を考慮する策は講じられていますか。

事務局:年少扶養控除の廃止の代わりに児童手当の制度が拡充したというところがあります。

その中で、保育料も経過措置として、年少扶養控除のみなし適用をすることとされていましたが、国は、経過措置から一定の期間が経過したことから、新制度では年少扶養控除のみなし適用は行わないということになっています。

実際、児童手当の拡充による増額部分と、年少扶養控除のみなし適用廃止による保育料の影響について、比較し、この程度の引き上げについては大幅な負担増とらないと考えます。

委 員:問題がないと考えているのですね。

会 長:影響は少ないのですか。

事務局:一例でいうと、最大で3階層上がる世帯があります。

試算では、年少控除のみなし適用を行わないことで、月額1万4,000円程度の引き上げになります。

さらに、今回改定(案)による保育料の引き上げをあわせて月額1万7,000円の引き上げになります。

この世帯例では、年少扶養控除が廃止になって所得税・住民税で20万円程度税負担が増えます。しかし、この世帯は子ども4人の世帯なので、児童手当の拡充で年36万円の手当の増額となります。

児童手当の拡充を考慮すると大幅な保育料の値上げにはならない。また、2歳児の保育料ですので来年の3歳児以後は保育料も安くなり、改定時期も29年度からですので大きな影響はないと考えています。

副会長:年少扶養控除のみなし適用によって、本来の保育料よりも安かったということですね。

それを本来の形にもどしましょうということですね。

会 長:児童手当は36万円あがるが、20万円の増税で、残り保育料の増額部分とほぼ同額となるということですね。

一例の個人はそうだが、ほぼそれで収まるという目算ですね。

事務局:年少扶養控除の廃止は、保育料だけに影響するものではないが、児童手当の拡充も考慮する必要があると考えています。

部会長のおっしゃったように、本来の形にもどす、といった内容です。

会 長:他にありませんか。

委 員:児童手当のフォローをされるといった感じになるのでしょうか。

事務局:年少扶養控除のみなし適用によって保育料が抑えられていた。

それに加え児童手当をもらっていた。

それを本来の形にしましょうということです。

委 員:保育料の徴収について、完納できていない人がいるということが前に会議でも話ができたことがあるが、保育料を完納していただくような対策はどのようにしています。

事務局:徴収に関しては、電話による催告等をしています。

今後、認定こども園になると施設が直接徴収になります。

現行は、市が徴収しています。

以前施設で徴収していたときは、ほぼ完納だったため、徴収窓口が、市であるよりも、施設である方が徴収率が高く、今後、施設が徴収することになれば、徴収率が上がると思われま

す。  
施設の事務負担は多くなるが、滞納した場合は退園していただくというような対応も可能となっております。

市で徴収する施設は、保育所と公立幼稚園で、認定こども園等に移行した場合については、市内に6園ある私立の幼稚園が施設で直接徴収となります。

先ほど、徴収対策については、電話による催告等を中心に行っているといいましたが、当然、電話の前に法に基づいて、督促状を送付しております。一定の理由がある場合は分納や減免も行っています。

私立幼稚園の保育料は月額で、2万円に給食費やバス代が加わり3万円程度。

保育所は3～4歳児では、20人に対して1人必要となる保育士が、0～2歳児の保育になると、6人に対して1人、0歳児は3人に対して1人の保育士が必要であり、例えば年収500万円くらいの世帯で低年齢児の場合、保育料は月額4万円程度が当たり前になります。

保育料が高いという認識はありますが、その基準は国が定めており、人件費がこれだけかかっていることを考えると、負担していただかなければいけないのかなと考えています。

会 長:他にありませんか。

副会長:見直しとか、改定についてですが、これから予測されるであろうということで、国基準の短時間と長時間のバランスが、マイナス1.7%の差。この差がもう少し広がる可能性があると思います。

会 長:そういった情報があるのですか。

副会長:8時間と11時間で1.7%しか変わらないというのは、どうみてもおかしい。  
ここは公平性の観点から見直してくると思われま

会 長:その時は幼稚園(1号)とのバランスもとっていかないといけないですね。

事務局:そのあたりは、国の方針がでたときには、料金の見直しも子ども・子育て会議の中でお願い  
することになると思いますのでよろしくお願いします。

会 長:他にありませんか。

この案件につきまして、ないようでしたら、交野市子ども・子育て会議の結果として、2号・3号  
認定の利用者負担額について、この答申案を市長に答申として報告させていただきます。

今日の案件で他に確認等ありますか。

ないようでしたら、事務局、今後に向けての報告等をお願いします。

事務局:皆様ご審議ありがとうございました。

今後の交野市子ども・子育て会議の開催についてですが、次回の開催を2月～3月頃に予定  
させていただいております。

改めてみなさまに日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会 長:次回につきましては改めて事務局で調整し、報告いただくということですので、事務局よろし  
くお願いします。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

お忙しい中お疲れさまでした。

これにて閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。